

令和5年 第7回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和5年 7月28日(金) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 6名  
農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

1番 橋口 昌央      2番 幸妻 正浩      3番 上野 光正  
6番 永友 薫      7番 坂元 洋子      会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番 宮越 美秋      2番 久保田 伸博      3番 山本 浩司  
5番 小原 拓也      6番 赤澤 克俊      7番 坂本 幸  
8番 永友 定己

4. 欠席委員  
農業委員1名  
5番 松井 正一郎

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第36号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第37号 農地法第3条の規定による買受適格証明書の交付  
について
- 第6 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第7 議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認  
について
- 第8 議案第40号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積  
計画の決定について
- 第9 議案第41号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積  
等促進計画の承認について

6. 事務局職員 事務局長 杉 英樹      事務局長補佐 小澤 宏之  
係長 金城 朋子      主査 大嶋 昌子  
(開会14時00分)

[事務局]

では、定刻になりました。会の進行を坂本会長、よろしく願いいたします。

[議長]

ただいまから、令和5年第7回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は、6名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、7名が出席です。

なお、欠席の5番松井正一郎委員からは、欠席届が提出されております。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、1番橋口昌央委員、2番幸妻正浩委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日7月28日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局でございます。2ページを御覧ください。

7月の業務報告について、でございます。

4日に「臨時議会」が、10日に「タブレット研修会」、19日に「宮崎県防衛協会高鍋支部総会」が開催をされております。

24日と25日に、「農地実務担当者研修会」が開催をされております。

25日に、「令和4年度の決算審査ヒアリング」が監査委員から行われ、出席をしております。

同じく25日になりますけども、「児湯地域担い手育成総合支援協議会総会」と「児湯農協管内総合農政推進協議会総会」が開催をされております。

総会関係になりますけども、20日にまず「農業委員さんの任命書交付式」、それに引き続きまして「第1回臨時総会」の開催、続いて「農地利用最適化推進委員委嘱状交付式」、その後「全員協議会」という形で開催をしております。

21日と24日に、現地調査を行いまして、本日28日が総会となっております。

続きまして、8月の業務計画でございます。

4日に、「西都児湯市町村農業委員会連絡協議会臨時総会」が西都市で開催されます。この中で、会場がホテル四季亭になっておりますけど、西都市の間違いになりますので、修正をお願いします。この臨時総会で、連絡協議会の児湯管内の会長が変更になるということで、令和5年度から令和7年度につきましては、西都市の会長が連絡協議会の会長になる予定となっております。

8日に、「農業者年金加入推進特別研修会」が開催をされます。

23日に、「新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会」が開催をされます。

翌日24日に、「みやざき農業委員会女性ネットワーク令和5年度総会及び研修会」が開催をされます。

8月の総会関係ですが、22日に現地調査を行いまして、28日に総会を行う予定としております。よろしく願いいたします。

業務報告と業務計画は、以上でございます。

[事務局]

3ページを御覧ください。県進達経過報告を申し上げます。

6月28日農業委員会総会承認分、農地法第4条、〇〇〇〇さんの長屋住宅の件、7月12日付けで許可となっております。

農地法第5条の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの露天駐車場の件と、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの一般個人住宅用地の件、7月12日付けで許可となっております。

以上です。

[議長]

ただいまの報告2ページから3ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第36号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。4ページをお開きください。

議案第36号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1番 令和5年7月11日 売渡し及び貸渡しの申し出です。

申出者 〇〇〇〇

農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

畑 1, 627㎡

この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番 売渡し及び貸渡し 申し出 担当委員 8番 永友 定己 推進委員

順番委員 1番 宮越 美秋 推進委員

よろしく申し上げます。

日程番号5、議案第37号「農地法第3条の規定による買受適格証明書の交付について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。8ページをお開きください。

議案第37号「農地法第3条の規定による買受適格証明書の交付について」です。

本案件につきましては、高鍋町の滞納処分による公売の案件となっているものであります。

公売の期日は、令和5年9月5日となっております。

農地が公売に出された場合、この農地を取得するため、公売に参加するには、買受適格証明書が必要となります。

公売物件であっても、落札された者は農地法の規定による許可を得ることが必要となります。

このため、本案件につきましては、農地法第3条の許可基準に照らし合わせ、買受適格証明の申請人が、許可要件を満たしているかどうかをここで審査していただくものでございます。

また、買受適格証明書の交付を受けた者が、最高価申込者又は次順位買受申込者となり、その後、売却決定がなされ、落札者となって、農地法第3条の許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めるときを除き、再度総会で審議を行わず、許可することによろしいかを、合わせて審議いただくこととなります。

それでは、説明いたします。

1番 申請地 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 1, 635㎡ ほか2筆

申請人 〇〇〇〇

担当の坂本会長より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい。私が担当委員になりますので、この場から説明させていただきます。

3条の買受適格証明についてを説明いたします。

買い受けされる申請人は、〇〇地区で、水稻と露地野菜のキャベツなどを栽培されている認定農業者の〇〇〇〇さんです。

申請地は10ページを御覧ください。地図を立ててください。赤い字で〇〇と書いてある下に、道路に囲まれた中に小さい字で書かれた〇〇があります。そこから南に200mほど行ったところの赤い斜線のところが申請地であります。左側の\*\*\*\*番\*が水稻、そして右側の2筆には、WCSが植えてありました。

〇〇〇〇さんはこの申請地を水田として使用することによって、問題はないかと思えます。

また、公売の見積価格は〇〇〇〇円です。よろしく審議をお願いします。

推進委員から補足する事がありましたらお願いします。

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、坂本会長の説明に付け加えることは何もございません。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。12ページをお開きください。

農地法第3条調査書を付けております。農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

落札者となって、農地法第3条の許可書が交付された後は、米または飼料米が作付けされる予定で、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。  
推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

この件で昨日、〇〇〇〇さんから話があったのですよ。これハウスのところ  
ですか。

[議長]

ハウスのところとは違います。

[推進委員 8 番]

今言われたように一反〇〇〇〇円ですか。

[議長]

全部で。

[推進委員 8 番]

全部でということですか。わかりました。

[議長]

事務局から補足があります。

[事務局]

あくまで金額というのが、公売の最低見積価格が〇〇〇〇円なので、それ以上で入札してくださいというものです。今回で言うと同じところの公売の買受適格証明書の申込者は 1 人なので、それぐらいのところから上の数字であれば、落ちると思います。

例えば物によって 2 人、3 人とかいると、その分がそれぞれ買受適格証明が必要になる、いわゆる最初に小澤補佐が説明したところの中で、公売のときに

は買受適格証明書が必要と、その紙を持っていかないと、入札が出来ません。なので公売期日が9月なのですけど、今の時期で証明を持っていかないと、総会時期で間に合わないということになる。

そこからということで、以前も2人同じ場所に出たかと思えますけど、そういう感じでおると、その方たちが競ってくれるというようなもので、見積価格が大体高鍋町での通常の過去の取引とか、周辺での売買事例を基になっているのとあわせて、公売というのが競るところで、だいたい通常の売買価格よりも若干低めに設定がしてあります。

設定があがるという前提、もしくは、資格がなければ当然ながら他町の人が買う場合も、高鍋の農地の場合は高鍋の農業委員会で許可を出さないといけないので、そういうような金額になっている、それが売買価格ではございませんということです。

たぶん初めてで聞かれる方が何名かいらっしゃると思うので、いわゆる土地を買うときは、通常農地として買う場合、3条で買うか強化法で買うかとかいうところになってきているのですけど、農地を農地で買う場合は、3条の買受適格証明書、転用目的で買う方もやっぱりいらっしゃいます、中では。その場合は、5条の買受適格証明書っていうのが、一昨年ぐらいには、たぶん案件があったと思います。たまにそういうのが出てきますので、税務課とか一ツ瀬川土地改良区も過去には出した例があります。実際には落札はされてなかったのですけど、そういう形で、許可を申し出る方がいると、その資格があったときに、先ほど長い文書の中に説明がありましたけど、通常は買受適格証明書を出していいかというのは、この人は3条資格がありますよという証明書になります。ただ、それを終わった後に、今度は実際に落札出来たら、もう1回3条申請書を出すというのが本来なのですけど、中身が全く変わってないのであったら、要は先ほどの表現で言うと、会長が全然変わらないと認めれば、もう総会をせずに許可していいかという文言にあったと思いましたが、そういうところで同じものだったら、2回同じものを総会にかけなくていいですよというようなところの条件付きでの許可という形を取っています。そういう流れで進んでいきますので、今後もまたいくつか出てくるかとは思いますが。

[推進委員 8 番]

昨夜、ちょっといろんなこんな時はどうしたら、この件のことを話したのです。「まだ俺も詳しいことは全然聞いてないからわからない」というところです。金額は、ある程度聞いていたのです。

[事務局]

最低価格っていうのが公示、いわゆる表示がされています。ここが最低見積価格というのが貼り出しがしてあります。その案件がたぶん、下の掲示板ところに貼ってあるのだと思います。

[3 番]

これは、〇〇〇〇が手を挙げたのですか。

[推進委員 8 番]

買わないと自分の範囲に入っている、田んぼの周りに。

[事務局]

公売という場合、要するに農地を売買するときは、最初に現在の耕作者に声をかけなさいというのが法律に明記されています。ただ、そこで法律に明記されているということは、契約を結んでないものは、認めていないのです。

だから闇で作っている方というのはどうのこの人は耕作者だから優先という文言はないので、ただ通常は作っている人に最初に声をかけるという、やっぱり作物とかそこまでの土壌をずっと土作りとかをしているというのがあるので、話としてその人が買わないとなれば、別の方にとということが、税務課とかいろいろ動かしていく形をとっているとは思いますが。

[3 番]

〇〇〇〇がつくっているのですか。

[推進委員 8 番]

そうそうそう。

[3番]

闇なのですね。

[推進委員8番]

そうそう。だいたい滞納とかあるときに公売、競売とかにかけるのです。

[議長]

一応補足として、これを買う人は、現状出てきたのは1人だけです。これは外には言わないように。

[推進委員8番]

これ本人には言っても構わないですか。

[事務局]

だめです。

[推進委員8番]

やっぱりだめですか。

[事務局]

本来、この農業委員会と正式になっている部分で、傍聴出来ますと書いてあるので、本当に気になる方だったら、聞きに来る。そうしたら当然知るわけです。1件しか案件が出てなければわかる。ただそれ以外でわかる術がないので、ホームページにも2、3か月ずれますので、その許可が出たのが何人とかいう話になってきたときに、いわゆる公売妨害扱いされないように、そこの取り扱いには十分気を付けてください。税務課の別のことで処分されると、元も子もないので。

[議長]

それでは質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり、買受適格証明書を交付し、申請者が最高価申込者又は次

順位買受申込者となり、その後、売却決定がなされ、落札者となって、農地法第3条の許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めるときを除き、再度総会で審議を行わず、許可することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり買受適格証明書を交付することに決定し、申請者が最高価申込者又は次順位買受申込者となり、その後、売却決定がなされ、落札者となって、農地法第3条の許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めるときを除き、再度総会で審議を行わず、許可することに決定いたしました。

[事務局]

推進委員の方で手を挙げていただいた方がいらっしゃるのですが、ここの総会の議決のときは、農業委員さんだけで大丈夫なので。今日はありませんけど、認定農業者の審査とかのときには、14人みんなが審査員になるので、そのときには手を挙げていただく形になるので、この農業委員会の中の総会のときは、意見とかそういうところの質問とかは全然していただいて構わないのですが、決のところは7名の中での決になるので、よろしくお願いします。

[議長]

続きまして、日程番号6、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。13ページをお開きください。

議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1 番 有償移転

農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

田 1, 508㎡

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当の上野光正委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

3 番。

[3 番]

はい。3 番、説明をいたします。申請地の場所ですけど、16 ページを見ていただきますと、図面の下を横断しているのが国道10号線であります。〇〇がありまして、その反対側に〇〇と〇〇があるのですが、その間の道を約150m北上したところに申請地がございます。

現在は稲が植えられており、刈り取りを待つだけとなっております。

譲受人の〇〇〇〇さんは、約4,500㎡の水田を耕作しておられます。地元の〇〇水利組合の組合長でありますので、地域の農業発展に尽力されております。

その売渡し値段ですが、今回は10a当たり〇〇〇〇円で、合意をされておるようです。結局1,500㎡ですので、〇〇〇〇円で売買の合意をみております。

この水田につきましては、以前から譲受人が耕作しておりまして、今後も譲受人が水田として利用する計画でありますので、周辺の農地の農業上の利用には影響を及ぼすことはないというふうに考えております。皆さんの御審議をよろしくお願いいたします。

[議長]

推進委員から補足することがありましたら、お願いします。

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。今の上野委員の説明に何も付け加えることはございません。  
以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。14 ページをお開きください。農地法第 3 条調査書を付けております。  
農地法第 3 条第 2 項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると  
考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支  
障は生じないものと考えられます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。  
それでは、質問もないようですので、採決いたします。  
本件原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。  
挙手全員と認めます。  
よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

日程番号 7、議案第 39 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書承  
認について」を議題とします。

1 番の案件について、事務局より、議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。事務局です。18 ページをお開きください。

議案第 39 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書承認について」

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

登記地目 田 現況 雑種地

課税上は田でしたが、現地を確認したら雑種地でした。面積は 354 m<sup>2</sup>。

使用貸借です。

貸付人 ○○○○

借受人 ○○○○

転用目的は、一般個人住宅です。

担当の橋口昌央委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

1 番。

[1 番]

はい。1 番、説明します。貸付人、○○○○さんから借受人、○○○○さんとの5 条申請です。

申請地は、高鍋町大字○○字○○\*\*\*\*番\*、現況地目、雑種地、農地面積、3 5 4 m<sup>2</sup>です。登記地目は田になっているのですが、無断で埋立てをされておりまして、令和2 年に始末書を添付されています。

場所は口頭で説明をさせていただきます。資料2 0 ページをお開きください。

県道○○線の○○交差点が、このページの下になるのですが、ここから北東に進みますと、○○がありまして、その約中間地点の道路左側にあります、道路の小道を1 0 0 mほど左に入ってくださいまして、突き当たりを更に左、左右に家があるのですが、その間を抜けた突き当たりに位置します。

借受人であります、○○○○さんが住宅新設を計画するも、適当な土地が見つからず、やむなく農地であります、申請地に一般住宅を新築したく、本件申請に至ったとのことです。

貸付人と借受人は親子関係にあり、申請地の利用は永年無償の使用貸借で行われます。

資金については、住宅新築費用に○○○○円、登記、測量、転用申請費用等に○○○○円、土地造成費用○○○○円、その他諸経費○○○○円、合計○○○○円を借受人が宮崎銀行より融資を受けます。

資料2 2 ページをお開きください。転用によって生じる、付近土地作物被害防除の施設の内容としては、申請地は左側隣住宅と同程度、概ね約3 0 c m程度の盛土をし、宅地造成を行います。なお、土地境界に雨水や土砂の流出がな

いよう、ブロック塀を設置します。

住宅新設に伴う生活排水、雨水は、合併浄化槽7人漕にて浄化処理後に、雨水は自然流下により、申請地北側隣接の小丸川土地改良区区間の水路へと排出するため、周辺営農環境への影響はありません。

水路への排出については、小丸川土地改良区と借受人は契約書を交わしており、そのコピーが添付されており、問題はないものと思われま

す。本件転用による建物設置は、平屋型住宅のみであり、周辺営農環境への影響はないものと考えます。なお、被害防止には十分対処しますが、工事完了後も被害防除に対策が必要とあれば、随時対応し、万一被害が生じた場合には、当方が責任を持って対処しますと申請書へ記載もあります。

以上、御審議のほど、よろしく願い申しあげます。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、農業振興地域整備計画で農用地区域でしたが、令和5年7月3日に12条公告がされ、農用地区域からは除外された農地で、第1種農地ですが、不許可の例外の「集落接続」に該当し、転用対象です。

他の土地で住宅建設を検討しましたが、条件が合わず断念し、申請地での住宅建設を決定したということで、やむを得ないと考えます。

先ほど橋口委員が、始末書のことを言われたのですが、令和2年に始末書が出されたのではなく、令和2年に埋立てをしたということで、今回の申請書に始末書が添付されております。

令和2年に東側の農地を転用されて、貸渡人の娘さんの住宅建設を行った後、農地の耕作者が都合で耕作ができなくなり、そのままにしているのはもったいないということで、来客駐車場やお孫さんの遊び場になればということで埋立てたということで、建物を設置するのではなく、単に埋立てを行うなら特に許可や手続きは必要ないものと誤認していたため、結果的に無断で農地を転用している状態になってしまいお詫びします、という内容の始末書が付いておりました。

本案件につきましては、19ページから21ページにそれぞれの図に申請地の位置を示しております。

22ページは住宅の配置図及び排水計画図です。

22ページの図に進入路とあります。そちらは今回の申請地ではないのですが、この申請地に行くためには必ず通らないと行けないのですけれども、こちらの土地は貸渡人の土地であるため、通行に問題はないということです。

資金については、借受人が融資を受けるということで、金融機関の融資内定通知書が添付されており、資金について問題はないと考えております。以上です。

[議長]

暫時休憩します。

[議長]

事務局より再度説明いたします。

[事務局]

雨水の処理についてなのですが、説明の中で雨水や土砂の流出がないように、ブロック塀を設置しますという説明があり、その後、雨水は自然流下により小丸川土地改良区の水路に排出しますという説明がありましたが、ブロックは、土砂の流出のためのブロックをつくということで、雨水については、自然流下で北側の水路の方に流すということです。よろしく申し上げます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。18ページにお戻りください。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

登記地目 現況 田 690㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、貸店舗建設です。

担当の橋口昌央委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

1番。

[1番]

はい。1番、説明します。

譲渡人、〇〇〇〇さんから譲受人、〇〇〇〇との5条申請です。

申請地は、高鍋町大字〇〇〇〇\*\*\*\*番、現況地目、田、農地面積690㎡です。

資料26ページを御覧ください。場所を説明します。

中央の〇〇というのが、〇〇の西側にあります大きな道路で、これを北の方に進みます。最初の交差点を右に進みますと、高鍋町の〇〇に続きますこの交差点の、北西側の角地になります。

転用の目的は、譲受人であります〇〇〇〇が不動産業の賃貸業も営んでおり、事業拡大のため、店舗として、〇〇付き店舗と、お客様用の駐車場を建設するためであります。

詳細については、資料28ページから30ページの図面になります。

資金調達については、土地代金〇〇〇〇円、建設費に〇〇〇〇円、諸経費として〇〇〇〇円、合計〇〇〇〇円がかかり、全額、高鍋信用金庫からの融資を計画しています。なお、高鍋信用金庫との融資予約証明願が添付されています。

資料28ページを御覧ください。

転用によって生ずる付近土地、被害防除施設の概要としては、申請地の雨水

は、道路面の排水路に放流します。申請地にはアスファルト舗装をし、既存のフェンスがあるため、周囲への土砂流出は心配ないものと考えます。

また、事業用雑排水につきましては、グリストラップを設置し、これを経たものを下水道に繋げ処理します。

また、万が一問題が生じた際は、当方にて責任を持って対処し、御迷惑のかわらないようにいたします、と申請書に記載されております。

土地転用に伴い、〇〇水利組合との同意書も添付されており、農地転用による弊害は、生じないものと思われまます。

以上、どうぞ御審議のほどよろしく申し上げます。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。先ほど橋口委員の説明の中で、貸店舗を作って〇〇にするというような説明がありましたが、転用目的としては、貸店舗を建設するためということになっております。よろしく申し上げます。

申請地は、都市計画区域で用途区域が第二種住居地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

本案件につきましては、25ページから27ページに、それぞれの図に申請地の位置を示しております。

28ページが配置図及び排水計画図です。

排水計画等につきましては、橋口委員の説明のとおりです。

29ページ、30ページは、平面図、立面図です、御確認ください。

資金については、融資予約証明願に金融機関が証明を入れた書面の写しが添付されており、問題はないと考えます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号 8、議案第 40 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。31 ページをお開きください。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 59 m<sup>2</sup>

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんより〇〇〇〇さんへの有償での所有権移転です。

〇〇〇〇さんは認定農業者で、甘藷、水稻など幅広く生産されています。

申請地は、県道〇〇線を〇〇方面に向かうと、〇〇があり、そこから 120 m ほどの所の農地です。

現地を確認したところ、雑草が生えていました。

当地では米を栽培される予定です。

価格は 59 m<sup>2</sup>で〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

日程番号9、議案第41号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。

利用権設定です。

1番から7番まで、7件の案件について、順次、説明を行った後に、一括して採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採決することといたします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。32ページをお開きください。

議案第41号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

畑 1, 373㎡ ほか4筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、農地中間管理事業を使つての県公社への利用権の設定です。

申請地は、〇〇線を〇〇方面に向かうと、〇〇があります。そこから120mほど行った所の左側の畑です。

現地を確認したところ、ロータリーがかけてありました。

耕作者は〇〇〇〇さんで、千切り大根、牧草などを生産されています。

〇〇〇〇\*\*\*\*番、ほか4筆で10,412㎡です。

期間は5年で、年間10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 1,007㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の久保田伸博推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい、説明いたします。

県農業振興公社への利用権設定です。〇〇〇〇さんから公社そして〇〇〇〇さんに利用権設定です。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの農地中間の賃借権設定です。

〇〇〇〇さんは水稻、白菜、キャベツなどを生産されております。

該当地では、米を栽培される予定です。

場所は、〇〇の1筆であり、現地では、WCSが作付されておりました。

〇〇から、山沿いの水田地帯の田んぼの、80m行った所の田でありました。

借賃は〇〇〇〇円です。9月から5年間ということです。以上です。

[議長]

すみません、10a当たり〇〇〇〇円でいいでしょうか。

[推進委員2番]

すみません、〇〇〇〇円の間違いでした、すみません。

[議長]

それから、立ったときに自分の番号をお願いします。

続きまして、3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。33ページをお開きください。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*番\*

田 1, 555㎡ ほか3筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の久保田伸博推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

2番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの農地中間の賃借権設定です。

該当地では、米を栽培される予定です。

場所は、〇〇と〇〇と〇〇の4筆です。

現地は、草地となっております。

〇〇の所は、〇〇道路の右側に、〇〇の〇〇があります。そこの端の反対側の所にあります。

〇〇の2筆については、〇〇の大きな道路の所から西へ20mぐらい進んで、カーブミラーの所を右へ細い道に入って、10mぐらい行った所の右側にある畑です。

〇〇の土地は、〇〇の東側の〇〇近くの対角の田んぼになります。

10a当たりの賃借料は、〇〇〇〇円となっております。

9月から5年間の予定となっております。以上です。

[議長]

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

畑 3,866㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の赤澤克俊推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

6番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの、農地中間の賃借権設定です。

〇〇〇〇さんは、〇〇を養っておられます。

該当地では、牧草を栽培される予定です。

場所は〇〇の1筆です。

現地調査したところ、〇〇坂を上り最初の交差点を右折したら、800mぐ

らい行くと〇〇の〇〇があります。そこから西へ300mぐらい行くと該当地があります。

借賃は年間で〇〇〇〇円で、期間は10年間ということです。

令和5年からスタートして令和15年までです。以上です。

[議長]

借地権については、次回から反当あたりでお願いします。

反当〇〇〇〇円ということをお願いします。

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、34ページをお開きください。

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 5, 248㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

説明の前に、事務局から追加で説明をさせていただきます

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの利用権設定なのですが、議案の賃借期間が、令和5年9月1日から令和15年8月31日、10年間、10ha当たり賃借料〇〇〇〇円、このまま見ると10年間、1年ごとに〇〇〇〇円という形で見えるのですが、すみません。令和5年、6年度の2年間は無償で、支払い開始が令和7年の9月1日からになります。

最初の2年間は無償で、その後令和7年度から支払い開始ということで、説明を付け加えさせていただきます。お願いいたします。

担当の赤澤克俊推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員 6 番]

6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの農地中間の賃借権設定です。

該当地では、牧草を栽培される予定です。

場所は、〇〇の 1 筆です。

現地調査したところ、先ほどの〇〇〇〇さんの農地から左折して、約 200 m 行くと突き当たった右側が該当地になります。以上です。

[議長]

6 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

6 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

田 2, 025 m<sup>2</sup>

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の小原拓也推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5]

はい。5 番、説明します。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇との、農地中間の賃借権の設定です。

〇〇〇〇は、甘藷、水稻、麦などを栽培しています。

該当地では、米を栽培する予定です。

場所は、〇〇の 1 筆です。

現地調査をしたのですが、場所は〇〇の坂を〇〇の方に上って行きまして、ちょうど〇〇があり、その道路挟んで向かい側の田んぼでした。

現地を見たところ、水稻が作付されていました。

借賃は反当り〇〇〇〇円で、使用期間は令和5年9月から令和10年3月31日までの4年7か月です。以上になります。

[議長]

7番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

7番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 2, 748㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友定己推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員番8]

8番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての、宮崎県農業振興公社への新規の利用権の設定です。

申請地は、〇〇地区の〇〇から西へ150m、そこから南へ300mほど行った右側の2番目の2, 748㎡の農地で、水田です。

耕作者は、〇〇〇〇さんで早期水稻、パプリカ、キュウリなどを栽培されておられます。

現地を確認したところ、早期水稻が作付されておりました。

期間は5年間で、金額は10a当たり〇〇〇〇円ということです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番から7番まで、7件の案件について、一括して採決することといたします。

1番から7番まで、7件の案件について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって1番から7番まで、7件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和5年第7回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会15時08分)